

# 安中市議会基本条例 検証結果報告書

令和8年 5月

議会改革推進特別委員会

## 1 はじめに

安中市議会基本条例（平成30年安中市条例第34号。以下「基本条例」という。）は、平成27年9月17日から平成30年9月21日に設置された議会改革特別委員会において、白熱した討議と審査を繰り返して創り上げたものであり、令和元年5月1日より施行となった。

施行から6年以上が経過したこと、また基本条例第28条では「議会は、この条例の施行後、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して継続的に議会運営に係る評価及び改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定を見直すものとする。」とあることから、議員各位に各条文の規程について、本市議会の取り組みの実施状況を確認し、今後の方針・目標を具体化していくために基本条例の検証を実施した。

## 2 検証体制

議会改革推進特別委員会

委員長 今井 敏博

副委員長 小川 剛

委員 原田 大                      宇佐美 誠      池島 利明      長嶋 陽子

金井 登美雄      小林 克行      高橋 由信

議長 佐藤 貴雄      ※オブザーバーとして会議に出席

## 3 検証方法

基本条例の検証は、「安中市議会基本条例に係る検証実施要領」に基づき評価および評価後の取り組みについて検証を行うこととし、検証結果については市議会ホームページなどで公表することとした。（次ページ参照）

なお、議員ごとに「安中市議会基本条例達成状況検証シート」を配付して回答してもらい議会改革推進特別委員会において結果を取りまとめることとした。

（10ページ以降に集計結果を掲載）

## 安中市議会基本条例に係る検証実施要領

本要領は、安中市議会基本条例第28条の規定に基づき、同条例の評価及び改善を行うため、その検証方法及び検証結果の公表方法を定めるものとする。

### 1 検証体制

議員ごとに検証し、議会改革推進特別委員会が検証結果をとりまとめる。

### 2 検証方法

基本条例の検証は、次に掲げる事項のとおり実施するものとする。

- (1) 基本条例の条項号ごとに検証を行うものとする。
- (2) 検証は、3段階評価とし、条例の趣旨に即して活動ができているか評価を行うものとする。

A：達成 — 概ねその目的を達成している。(8割程度)

B：一部達成 — 一部その目的を達成している。(5割程度)

C：未達成 — 目的を達成できなかった。(3割以下)

D：対象外 — 検証の対象外とする。

※理念・目的・原則など評価対象外にあたるものは評価Dを選択

- (3) 評価後の取組を次のとおり行うものとする。

1：現行 — 条文に従いこれまでどおり取り組む。

2：検討 — 達成に向けて今後の取組を検討する。

3：改正 — 条文の改正を検討する。

4：その他

### 3 検証結果の公表

検証結果については、市議会ホームページ及び安中市議会だより等に掲載し、広く市民に周知を図る。

### 4 議会への報告

議会への検証結果報告は次に掲げる事項のとおり実施するものとする。

- (1) 議長に対しては、検証報告書を提出するものとする。

- (2) 議員に対しては、全員協議会の場で報告するものとする。

## 4 検証の経過

年 月 日	協議内容等
令和7年 6月 6日	基本条例の検証について協議
令和7年 6月20日	基本条例の検証方法について協議
令和7年 6月23日 ～ 7月31日	安中市議会基本条例達成状況検証シートを 配付・回答
令和7年 9月 2日	委員会における検証方法を協議
令和7年10月14日	検証の進捗及び検証方法について協議
令和7年10月21日	委員会内に設置した部会（※）で検証を進 めることについて協議
令和7年10月22日 ～12月12日	部会で適宜協議を実施、委員長へ提出
令和8年 1月23日	部会で取りまとめた検証について協議
令和8年 4月27日	検証結果報告書について協議
令和8年 5月15日	検証結果報告書を議長へ提出

※「住民参画部会」、「ICT化・情報公開部会」

## 5 検証結果

### (1) 評価などの内訳

#### ○評価の集計結果

評 価	項 目 数
A 達成 概ねその目的を達成している（8割程度）	30
B 一部達成 一部その目的を達成している（5割程度）	15
C 未達成 目的を達成できなかった（3割以下）	9
D 対象外 検証の対象外とする	16

#### ○評価後の取り組みの集計結果

評価後の取組	項 目 数
1 現行 条文に従いこれまでどおり取り組む。	42
2 検討 達成に向けて今後の取り組みを検討する。	28
3 改正 条文の改正を検討する。	0
4 その他	0

## (2) 概要

今回、議会基本条例を施行してから初めての検証を行ったが、全般としては、評価A及びBが半数以上となる結果となったことから、基本条例に沿った対応が行われてきていることを確認することができた。

その一方で、評価Cという条例の趣旨に則って活動ができていない項目も一定程度あったことから、その課題や対応などを検討していくことが必要となる。

## (3) 今後の課題

安中市議会基本条例達成状況検証シートから目標を達成できなかった項目、評価Cとなったものは下記のとおり。今後は課題解決に向けて重点的に取り組む必要がある。

条文	主な意見	委員会の意見
第2章 議会及び議員の活動原則 (議会の活動原則) 第2条 第4号		
議案を提出する権利、市長が提出する議案に対する修正の動議を発議する権利等を議員が有することを踏まえて議決権を行使し、政策提案機能の積極的な活用に努めること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条文の趣旨に基づいた、議会の意思としての政策提案機能を積極的に活用できるよう取り組むべき。</li> <li>・議会からの政策提案機能を進めるための勉強会等の開催。</li> </ul>	議案提出等、積極的な活用には至っていない。活用事例の調査研究を進める。
(議員の活動原則) 第3条 第2号・第3号		
議会が言論の府であること及び合議制の議事機関であることを踏まえ、市民の代表として議員間で討議を行うなど、議会で十分な審議を尽くすこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な審議を尽くすために議員間討議を行っていく。</li> <li>・重要な議案・事業について常任委員会や全員協議会で議員間の自由な討議を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマを決めて、定期的に行う。</li> <li>・十分な審議を尽くすために議員間討議を実施する。</li> </ul>
市政の課題全般について市民の多様な意見を把握するとともに、自己の資質を高めるよう不断の研鑽に努め、誠実かつ公正に職務を遂行し、議会及び自らの活動を市民に分かりやすく説	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会報告会の開催場所や回数、内容等の検討。</li> <li>・議会報も刷新されたが更に読んでもらえるよう工夫する。</li> <li>・今後も SNS での発信を継続し、視聴者を増やすこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報広聴常任委員会の設置を検討する。</li> <li>・議会改革を更に進め、開かれた議会を目指す。</li> <li>・議員一人ひとりが信頼される議員を目</li> </ul>

明すること。	を検討。 ・ 広聴活動の在り方の検討。	指し、自らの役割や責任を明確にするよう努力を重ねる。
第3章 市民と議会の関係 (市民と議会の関係) 第6条 第3項		
議会は、市民の多様な意見を議案等の審議及び審査に反映させるよう努めるものとする。	・ 意見を集約する場の構築。 ・ 自由討議等の積極的な導入。 ・ 市民の多様な意見を議案審査等に反映させる方法を研究。	・ 市民の多様な意見を議会として集約し、市政に反映させる方法を検討する。
第4章 市長等と議会の関係 (論点の明確化) 第10条 第2項		
本会議又は委員会に出席した市長等は、議員又は委員からの質疑又は質問に対し、その論点を明らかにするため、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。	・ 反問権を必要があれば適宜行えるよう、改めて周知する。	・ 執行部と議会で反問権についての理解を深める。
第5章 議会運営 (議会運営) 第15条 第2項・		
議会の運営に当たっては、市民の議会に対する傍聴の意欲が高まるよう、分かりやすい視点及び方法で行うものとする。	・ 一般質問時に説明パネルの利用の検討。 ・ WEB 中継や SNS 等の更なる活用。 ・ 障がい者にも配慮した議会運営を進める。	・ 説明資料等をつけて議案を分かり易くする。 ・ 議会傍聴の周知。 ・ 子連れの方へのキッズスペースの設置。 ・ 議場への手話通訳者の配置。 ・ 傍聴席にモニターを設け、議案の説明資料や一般質問であれば、質問者や回答者の氏名を映す等、工夫した対応。
(討議による合意形成) 第16条 第1項		
議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員間において自由に討議を行うことができるよう努めなければならない。	・ 十分な審議を尽くすために議員間討議を行っていく。 ・ 重要な議案・事業について常任委員会や全員協議会で議員間の自由な討議を進める。	・ 議員間討議のガイドラインを策定し、進め方の研修会を開催する。 ・ 行政課題に対し議員間で討議を実施する。

		・自由な討議が行える環境・体制づくりの構築。
第6章 議会の活性化 (議会事務局の体制整備) 第23条		
議会は、議会の政策及び立案に係る能力を向上させるとともに、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査、政策法務(条例等を政策の実現のための手段として捉え、当該政策の実現のための効果的な条例等の立案及び執行を行う実務をいう。)等の機能の強化に努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局から議会局に格上げしているところもあるので、そういった検討が望まれる。</li> <li>・今後は、さらなる政策法務についての機能強化等も求められる。職員増員も含めた体制整備を求めたい。</li> <li>・現状でも議会事務局は議会がスムーズに運営できるよう最大限能力を発揮しているが、更に議会や議員が成長するよう体制の検証の速やかな実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局の調査機能等の強化を図るため、人員の増員を検討すると共に、幅広い業務への対応を目的とした環境整備を行う。</li> <li>・議会事務局職員のスキルアップの機会を検討する。</li> </ul>
第7章 議会の災害対応 (災害発生時の体制の整備) 第25条 第1項		
議会は、大規模災害等が発生した場合に市民の生活基盤の回復、整備等に必要予算を迅速に執行することができるよう議会運営に努めるとともに、復興に向けて積極的に議会の役割を果たすよう努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条文の趣旨を実現するため、議会BCP等の策定が求められる。</li> <li>・自宅から会議に参加できるようズーム等での会議の開催ができるよう、平常時に準備しておく。</li> <li>・防災士の資格を取得し定期的な研修会を開催する。</li> <li>・議員の対応や行動基準を定めておくことが重要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会としての役割を果たすため、議員としての取り組み事項や行動指針を整理すると共に、BCPの早期作成を図る。</li> <li>・災害時を想定した対応訓練を行う。</li> <li>・オンライン委員会開催の実施要綱について調査・研究を進める。</li> </ul>

#### (4) まとめ

今回の検証は、安中市議会基本条例が令和元年5月施行となり条例制定後6年が経過し初めての作業となった。議員ごとに検証を実施し、議会改革推進特別委員会で検証結果のまとめ作業を実施した。検証結果は掲出したとおりとなるが、今後は評価の段階でC（目的を達成できなかった）となった項目、評価後の取り組みで2（検討 ― 達成に向けて今後の取り組みを検討する）となった項目を中心に、条文の達成に向け、課題の解消に取り組んでいきたい。評価の段階でB（一部その目的を達成している）となった項目についても、開かれた議会を目指し、更に工夫した取り組みを進め前進させていく。

また、今後の検証の在り方として今回と同様に、議会基本条例を議員全員で定期的に検証し、議員の質を高める努力を進めるとともに、市民に信頼され頼りにされる議会を目指していく。

【集計結果】安中市議会基本条例達成状況検証シート

〈評価〉A：達成 B：一部達成 C：未達成 D：対象外  
 〈評価後の取組〉1：現行 2：検討 3：改正 4：その他

条	項	号	条文	各議員の評価集計				取組状況や実績、その評価とした理由など 【主な意見】	各議員の評価後の取組集計				今後の取組や改善点など 【主な意見】	評価	評価後の取組	委員会の意見
				A	B	C	D		1	2	3	4				
前文			<p>議会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成される市民の代表であり、市民自治の要である。</p> <p>日本国憲法は、地方公共団体の制度として、議事機関である議会を構成する議員と執行機関である地方公共団体の長をそれぞれ住民が直接選挙するという二元代表制をとっている。その二元代表制の下で、市民福祉の増進と市政の発展のために、議会と市長が共に考え、市民のために汗を流す必要がある。議会と市長とは、独立・対等の立場で互いに尊重し、抑制と均衡を保ちながらそれぞれの特性を生かし、適切に役割を果たすことが求められている。</p> <p>議会は、議事機関として、行政運営に対して評価・監視機能を十分に発揮するとともに、市民の立場に立った政策の立案、提言等の機能を強化しなければならない。さらに、まちづくりの主体である市民の多様な意見を的確に市政に反映させるため、透明性のある議会、開かれた議会を実現し、市民参加と市民協働を図りながら市民との意見交換を積極的に進め、市民からより信頼される議会になることが求められている。</p> <p>議員は、市民の代表であることを自覚し、その使命と任務を誠実かつ公正に遂行するため、自己と議員相互の研鑽に努めるとともに公平及び公正な議論を尽くして市民の負託に応えなければならない。</p>	1	5	1	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民団体との意見交換、議員活動の詳細報告も取り組み始めた。また行政視察の報告書も作成して関係部署、市長に対して送付。今後の市政を行う上での参考になるよう心がけている。</li> <li>透明性のある議会、市民との意見交換等は進んでいるが政策の立案については今後進めていく課題。</li> <li>市民の多様な意見を把握するため、地域イベント等へ参加し市民との信頼関係の構築を常に意識して活動しているが、現時点では自身の知識や経験が十分とは言えず、議員活動の中で課題を感じている。</li> <li>開かれた議会、意見交換を進めている。</li> </ul>	7	3		1	<ul style="list-style-type: none"> <li>また、近年多発している大規模な自然災害等への対応についても、議会の役割は重要なものになっている。</li> <li>市民の立場に立った政策の立案、提言等の機能の強化。</li> <li>議会報告会の工夫。</li> </ul>	D	1	評価対象外 条文に従いこれまでどおり取り組む
(目的) 第1条			この条例は、議会の基本的事項を定め、議会及び議員の役割を明確にし、その責任を果たすことにより真の地方自治を実現し、市民の幸福と魅力あるまちづくりに 寄与することを目的とする。		4	1	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の意見に耳を傾け市民と行政のパイプ役としての役割を果たしている。</li> <li>議会及び議員の役割を明確。</li> <li>市民の意思を取り入れながら合議制に基づき賛否により議決している。</li> <li>条例そのものの理解をする努力が必要。</li> </ul>	9	2			<ul style="list-style-type: none"> <li>条文に従い、さらに議員としての役割を推進する。</li> </ul>	D	1	評価対象外 条文に従いこれまでどおり取り組む
(議会の活動原則) 第2条			議会は、市民を代表する合議制の議事機関としての特性を踏まえ、次に掲げる原則に基づいて活動する。	1	2		16	<ul style="list-style-type: none"> <li>合議制の議事機関としての特性を踏まえた活動を展開している。</li> <li>いろいろな案件について審議をつくして議決している。</li> <li>大方原則に基づき活動していると思います。</li> </ul>	8			1	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会の活動原則をふまえ、全議員が情報を共有し協議を深める努力をする。</li> </ul>	D	1	評価対象外 条文に従いこれまでどおり取り組む
	第1号		地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議決すべき事件に係る議案の審議及び審査により安中市の意思決定を行うこと。	12	2		5	<ul style="list-style-type: none"> <li>各常任委員会、予算、決算特別委員会等で十分審議審査できている。</li> <li>条文どおりに意思決定を行っている。</li> <li>議案について、質疑、討論重ね議決する。</li> <li>委員会に付託された議案、請願等を討議し結論を出す。</li> </ul>	12				<ul style="list-style-type: none"> <li>議案に対する質疑。討論を掘り下げ意見を出し合う場を確保する。</li> </ul>	A	1	概ねその目標を達成している 条文に従いこれまでどおり取り組む
	第2号		議案の審査に当たっては、資料等を積極的に公開することにより、公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。	6	6	2	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会の様子はインターネットなどで公開している。</li> <li>議会改革推進特別委員会ICT部会の取組みの中で公開している。</li> <li>資料の公開を始めたことは良かった。市民にわかり易い議会を目指すには工夫が必要である。</li> <li>案件によっては資料提出がある。</li> <li>議案をHPに公開している。</li> <li>透明性にやや欠ける気がします。</li> </ul>	9	5			<ul style="list-style-type: none"> <li>データをグラフ化したものをパネル等で見せるまた、モニターを議場内に設置し映像で資料を公開し視覚的にも分かり易くする。</li> <li>公正性及び透明性の確保をさらに進める。</li> <li>資料提出を求めることにより十分な審議をすることができる。</li> <li>議案の内容を市民にわかりやすく伝える工夫が必要。</li> </ul>	B	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>議案を市議会ホームページに載せる際、市民にわかりやすい議案の要約・解説を参考資料として添付</li> <li>常任委員会の議事録の公開</li> </ul>
	第3号		市民本位の立場から、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の適正な市政運営の執行に対する監視及び評価を行うこと。	4	9	1	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>執行機関に対するチェック機関としての監視は行っているが、評価は行っていない。</li> <li>適正な市政運営の執行に対する監視や評価を実施はしてきたが、具体的な執行部と議会側の議場以外での会議は持てなかった。</li> <li>付託委員会で監視、評価を行うべきである。</li> <li>常任委員会予算委員会、決算委員会などで審査を行っている。</li> <li>市政運営を執行する具体的なプロセスが明らかになっていないことがある。</li> </ul>	7	7			<ul style="list-style-type: none"> <li>市民本位の立場に立った執行機関への評価とはどのようなものか、研究を重ねていくべき。</li> <li>新規事業（道の駅の設置、新駅設置等）や市民が興味ある事業について、執行部と議会と意見交換を開催し、監視や評価につなげる。</li> </ul>	B	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状では市政運営に対する監視はできていない。</li> <li>市政運営の評価については、今後調査研究が必要。</li> </ul>

条	項	号	条文	各議員の評価集計				取組状況や実績、その評価とした理由など 【主な意見】	各議員の評価後の取組集計				今後の取組や改善点など 【主な意見】	評価	評価後の取組	委員会の意見
				A	B	C	D		1	2	3	4				
		第4号	議案を提出する権利、市長が提出する議案に対する修正の動議を発議する権利等を議員が有することを踏まえて議決権を行使し、政策提案機能の積極的な活用を努めること。	1	5	9	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会議案の提出、議案の修正には取り組んでいる。</li> <li>・修正動議は数回行った。ただし、政策提案機能の積極的な活用はまだできていない。</li> <li>・条文にある政策提案機能の積極的な活用はなされていない。</li> <li>・議決権を行使し、政策提案機能の活用を努めている。</li> <li>・修正動議は少ないが、ある場合は全員協議会で協議すべき。</li> <li>・議会が進むべき方向性は示されているものの具体的な行動が伴っていない。</li> </ul>	5	9			<ul style="list-style-type: none"> <li>・条文の趣旨に基づいた、議会の意思としての政策提案機能を積極的に活用できるよう取り組むべき。</li> <li>・議会からの政策提案機能を進めるため勉強会を開催する。</li> </ul>	C	1	議案提出・修正動議は過去におこなっているが、積極的な活用には至っていない。活用事例の調査研究が必要。
		第5号	意見書の提出により、国会又は関係行政庁への意見表明を行うこと。	11	2	3	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほとんどの定例議会で多くの会派がそれぞれの立場で意見書の提出を行っている。</li> <li>・意見書の提出に関わっていない。</li> <li>・意見表明をしている。</li> <li>・意見書の提出の運用を適切に行っている。</li> <li>・今まであまり取り組んでいない。</li> <li>・積極的に行っている。</li> </ul>	11	3	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見書提出後の国会や関係行政庁の変化や達成度を監視する。</li> </ul>	A	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見書の提出は積極的に取り組んでいる。</li> <li>・意見書を提出したことによる関係行政庁の変化や進捗状況の監視は必要。</li> </ul>	
		第6号	市民の多様な意見を把握し、市政に反映することができるよう、市民参加の機会の充実を努めること。	3	10	2	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参加機会の充実、議会をもっと理解してもらう必要がある。</li> <li>・議会改革の方針として各常任委員会の所管する事務に関係する団体と意見交換を行っている。また議会報告会や高校生との意見交換を通して市民の多様な意見を把握し市長に対しても提言を行っている。</li> <li>・市民参加の充実を図っているが、まだまだ十分ではない。</li> <li>・年2回安中地区、松井田地区で全議員が参加する議会報告会を令和5年度から開催してきた。しかし、一部の市民の方しか参加しない。</li> <li>・議会改革推進特別委員会を設置し、その目的に従い、諸団体との意見交換を実施している。</li> <li>・議会報告会、各種団体との意見交換会は実施されているものの機会は少ない。</li> </ul>	5	9		<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々なチャンネルを活用して、さらに積極的な市民参加の機会の充実を図っていくべき。</li> <li>・市民との意見交換会をさらに工夫して進めていく。</li> <li>・更なる達成に向け取組を検討する。</li> <li>・市民参加の機会は催しなどあったらこちらから出かけて声を聴くなどして見ても良いかと。</li> </ul>	B	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会報告会、団体との意見交換会に取り組んでいる。</li> <li>・議会報告会は、更なる市民参加を促すために地区ごとの開催を検討する。</li> <li>・報告会においては意見交換時間における、内容の工夫について検討の余地がある。テーマを数個に絞ることも検討する。</li> <li>・参加者を増やすための工夫が必要。議員個人の直接の声がけは特に重要。</li> <li>・議会報告会以外にも市民の意見を聞くための催しを調査、研究し実施を目指す。</li> </ul>	
		第7号	把握した多様な意見を基に政策の立案、提言等を行うこと。	3	10	3	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策立案や提言を行う為の仕組みができていない。</li> <li>・意見交換終了後、各委員会では話し合いをしその内容の報告書をつくり、その中で市長への提言も示し提出している。</li> <li>・全般的に政策立案、提言等に取り組めていない。</li> <li>・市民の多様な意見を聞く議会報告会の開催は始めた。議員一人一人の日常活動から市民の声を聴いている。議員個人では政策実現のため、一般質問をしている。議会全体としては実施できていない。</li> <li>・市民の多様な意見を尊重し市政の課題の解決を図るために提言などまとめている。</li> <li>・意見交換会で出された意見等を政策にするには至っていない。</li> <li>・政策の立案を行う政調会などの立ち上げに努力すべき。</li> <li>・報告書ベースでは提言しているもののその実行性において評価されるものは少ない。</li> </ul>	6	9		<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進自治体等の調査を行うなど、早急にしっかりと取り組んでいく。</li> <li>・議会報告会を細かく各地区で開催し、多様な意見を聴く機会を増やす。他団体との意見交換会を担当委員会毎に始めたので、出された意見をまとめて。必要であれば執行部に議会として提言する。</li> <li>・政策の構想の実現のために必要な仕組みを提案する。</li> </ul>	B	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策立案の仕組みづくりが必要。</li> <li>・委員会機能の充実</li> <li>・政策立案に向けた議員のスキル向上</li> <li>・事務局に専門職員を置く。</li> </ul>	

条	項	号	条文	各議員の評価集計				取組状況や実績、その評価とした理由など 【主な意見】	各議員の評価後の取組集計				今後の取組や改善点など 【主な意見】	評価	評価後の 取組	委員会の意見	
				A	B	C	D		1	2	3	4					
(議員の活動原則) 第3条			議員は、市民の代表であることを自覚し、次に掲げる原則に基づいて活動する。	1	5	1	11	・議案等の審議、審査は行っているが今後議員間討議を行っていく準備を行っていく。 ・全員協議会の場で一人一人の意見を聞き議論等は一方だが議員間討議については今後実施していく予定である。 ・条文に評価する内容が含まれていないため対象外。 ・市民の代表としての議会を構成する議員のあるべき活動原則を規定している。	17				1	・常に市民の代表であることを自覚し行動する事。	D	1	評価対象外 条文に従いこれまでどおり取り組む
	第1号		議案等の審議及び審査を行うこと。	9	5		5	・上程された議案、条例等について事前に勉強し議員同士で意見交換をし、審査のうえで必要があれば質疑をし審査を行っている。 ・重要な議案については全協や各種常任委員会で議員間討議を進められなかった。議員間での議案の深堀はされていない。 ・議案の審議を尽くしている。 ・議案の審議は各委員会に付託し、より細かく審議している。 ・各議員活発に行われている。	11	3			・議員間での自由討議の場を作る。電子表示の採決モニターを導入する。 ・さらなる充実をはかる。	A	1	概ねその目標を達成している 条文に従いこれまでどおり取り組む	
	第2号		議会が言論の府であること及び合議制の議事機関であることを踏まえ、市民の代表として議員間で討議を行うなど、議会で十分な審議を尽くすこと。	1	5	10	3	・議員間の自由討議はまだ議会としては取り組んでいないため。ただし全協の中で議員間で議論は行っているため。 ・議員間での討議はできていない。 ・会派会議や全員協議会などで審議をしている。 ・議員間での討議はこれからの課題と考えます。 ・議員間討議はある程度できていると思う。	6	8			・規定はできているので折を見て、十分な審議を尽くすために議員間討議を行っていく。 ・重要な議案や大きな事業について常任委員会単位での議員間の自由な討議を進める。大きな重要事項であれば全協で議員間討議を進める。	C	2	・テーマを決めて、定期的に行う。 ・規定を活用して十分な審議を尽くすために議員間討議を実施する。	
	第3号		市政の課題全般について市民の多様な意見を把握するとともに、自己の資質を高めるよう不断の研鑽に努め、誠実かつ公正に職務を遂行し、議会及び自らの活動を市民に分かりやすく説明すること。	3	9	4	3	・活動報告を議会報やHPSNSなどを通じて行っているが、市民の意見集約などを行う仕組みづくりが必要。 ・市民向けの議会報告を通じて市民に説明している。 ・議員一人一人が条文通りに取り組んでいるかは甚だ疑問が残る点がある。 ・議会報告会を年2回(安中地区・松井田地区)議員全員参加で開催できた。また、議会報も年4回発行し、市民への報告を進めている。議会報も読んでもらえるように、リニューアルできました。 ・「議会だより」を通じて、議案の審議結果や議員の一般質問を広報している。 ・議員みずから地域活動の中で説明していると思う。 ・日々の活動を振り返ると課題もある。活動の上で心していきたいです。 ・各議員間における取組の格差が生じていると思われる。	8	8			・自覚していけるよう取り組む必要がある。 ・議会報告会を地区毎にもう少し細かく開催し多くの市民に参加してもらおう。議会報も読んでもらえるように更に工夫する。SNSでの発信を始めましたが視聴者が少ないのが課題。今後もSNSでの発信を継続する。 ・広聴活動の在り方について今後の取組を検討する。 ・勉強会やロープレをする必要あり。	C	2	・広報広聴の常任委員会を設置し、積極的に取り組んでいく。 ・信頼される議員を目指し、自らの役割や責任を明確にするよう努める。	
第4号		議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。	7	4	3	5	・団体や地域の代表としては福祉の向上についての活動はあるが市民全体としては未達成である。 ・地域のことにすることが多いが、市内全体のことを考えるよう心がけている。 ・議員一人一人が条文通りに取り組んでいるかは甚だ疑問が残る点がある。 ・市民全体の福祉向上を目指した活動をしている。 ・より広く市民に寄り添った活動は出来ていない。 ・福祉の向上はそうあるべきでできていると思う。	9	3			・自覚していけるよう取り組む必要がある。 ・幅広く市民の意見を聴く機会をどう作っていくかを協議していく。	B	2	議会の構成員として議員一人ひとりが、 テーマや目標を持って、より具体的に議論をしていく。		

条	項	号	条文	各議員の評価集計				取組状況や実績、その評価とした理由など 【主な意見】	各議員の評価後の取組集計				今後の取組や改善点など 【主な意見】	評価	評価後の取組	委員会の意見
				A	B	C	D		1	2	3	4				
(会派) 第4条	第1項		議員は、議会活動を行うために、2名以上で会派を結成することができる。	7	2	1	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的な考え方をする議員どうし会派を組んでいる。</li> <li>条文に評価する内容が含まれていないため対象外。</li> <li>会派での活動として知識を深めたり市民との交流を進めている。</li> <li>同じ主義、主張の考え方の人が会派を組むべき。</li> <li>一人でも会派として認めてほしい。</li> </ul>	12		1		<ul style="list-style-type: none"> <li>さらに研修や自己研鑽に努める。</li> <li>市民の多様な意見を聴く機会を増やし市政につなげる。</li> </ul>	A	1	概ねその目標を達成している 条文に従いこれまでどおり取り組む
	第2項		会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で結成するものであって、政策の立案、提言等に資するための調査研究に努めなければならない。	6	9	1	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>各会派は市の抱える課題や進められている政策に関連したテーマで先進地域に行政視察又は研修会に参加し政策立案につなげている。</li> <li>行政視察を行い調査、研修し報告している。</li> <li>行政視察など他県市町村の良い政策や安中市に必要な政策を調査・研究し学習の場を設けている。会派としての政策立案はできていないが、それぞれの議員が一般質問等で提案・提言している。</li> <li>市民からの声を一般質問や要望として市政に届けている。</li> <li>市の行政課題を踏まえ行政視察を行い、先進事例等について市執行部に対し、要望・提言を行っている。</li> <li>議会議案が提出できるよう調査、研究に努めるべき。</li> <li>政務活動費を最大限まで活用し研究しているとは言えない。余らしてしまっている。</li> </ul>	12	3			<ul style="list-style-type: none"> <li>今後は調査研究を活かした政策提言等をこまめにやっていくよう努める。</li> <li>会派として政策立案を検討する。</li> <li>会派毎の勉強会等を行う。</li> <li>積極的に研修等に参加する。</li> </ul>	B	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>会派として政策立案を検討する。</li> <li>会派毎の勉強会等を行う。</li> </ul>
	第3項		会派は、必要に応じて会派間で調整を行い、少数意見に配慮した上で議会の合意形成に努め、円滑かつ効果的な議会運営を図るものとする。	10	4		4	<ul style="list-style-type: none"> <li>会派連絡協議会において少数意見であっても市民生活の向上につながるものであれば取り上げて各会派で協力して議会運営につとめている。</li> <li>一部では行っているが、少数意見に配慮した合意形成とは言い難い。</li> <li>会派間で会議をしている。</li> <li>少数会派を十分に協議し合意形成を図り意見を共有する。</li> <li>これまで合意形成に努めている。</li> <li>少数意見をだれがどのように配慮するのかという部分が不明である。</li> </ul>	11	2	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>条例どおりに行っていくのなら、会派内外の調整が必要と思われる。</li> <li>十分な協議の時間をとれるように心がける。</li> <li>効果的な議会運営図るため取り組んでいきたいです。</li> </ul>	A	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>おおむね、取り組んでいる。</li> <li>会派間で協議を行い、効果的な議会運営を行っていく。</li> </ul>
(政務活動費) 第5条	第1項		会派は、政策の立案、提言等及び調査研究並びに市民への広報広聴に資するため、安中市議政務活動費の交付に関する条例（平成18年安中市条例第7号）に基づく政務活動費を有効に活用しなければならない。	11	4	1	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>政務活動費については行政視察、会派として質を高めるための書籍等に有効的に使用している。</li> <li>会派として政務活動（研修）と年2回の会報を発行し、市民に周知している。</li> <li>政策立案など調査研究を行う視察勉強等はとても必要であるが、積極的に取り組めていないようである。</li> <li>活動費を余らせている。</li> <li>有効に活用しているとは思えない。使途について詳細な説明書、理由書等を作成すべきではないか。</li> </ul>	13	1			<ul style="list-style-type: none"> <li>さらに自己研鑽や課題解決に向け活用していく。</li> <li>十分に有効に活用できるよう取り組んでいきたいです。</li> <li>研修等の積極的な参加。</li> </ul>	A	1	概ねその目標を達成している 条文に従いこれまでどおり取り組む
	第2項		会派の代表者は、政務活動費の活用にあたっては、適正性及び透明性を確保し、当該政務活動費の使途及び活用の結果を積極的に公開して市民に対する説明責任を果たさなければならない。	15	2	1	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>領収書の公開もスタートしたため</li> <li>使途、活動内容の報告をしている。</li> <li>政務活動費について会派の会計、監査のもと公開している。</li> <li>市議会ホームページにより、使途及び活用結果を公開している。</li> <li>市民にわかりやすい広報活動。</li> <li>政務活動費を活用した視察や研修についてはその内容を要約し、HPにアップしている。</li> <li>有効に活用しているとは思えない。使途について詳細な説明書、理由書等を作成すべきではないか。</li> </ul>	15				<ul style="list-style-type: none"> <li>説明の機会を工夫する。</li> </ul>	A	1	概ねその目標を達成している 条文に従いこれまでどおり取り組む

条	項	号	条文	各議員の評価集計				取組状況や実績、その評価とした理由など 【主な意見】	各議員の評価後の取組集計				今後の取組や改善点など 【主な意見】	評価	評価後の取組	委員会の意見
				A	B	C	D		1	2	3	4				
(市民と議会の関係) 第6条	第1項		議会は、市民の多様な意見を把握し、政策の立案、提言その他の活動に反映させるとともに、市民との意見交換の場を設けることにより、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。	8	9	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生、諸団体との意見交換会をスタートしたが、一方からの打診によるもので、公募しているものの応募がまだない。</li> <li>・市民との意見交換は不十分。政策立案、提案をするだけのスキルは今のところ持ち合わせていない。</li> <li>・様々な市民との意見交換を通して市民の皆さんの議会参加の働きかけをやっている。今後はやる回数を増やし多くの方が参加しやすくすること。</li> <li>・定期的に議会報告会を開催し市民の意見の把握に努めている。</li> <li>・議会報告会や高校生との意見交換会、各種団体との意見交換会を行い、市民との意見交換を積極的に行っている。</li> <li>・各常任委員每では地域団体との意見交換会を開催している。</li> </ul>	9	8			<ul style="list-style-type: none"> <li>・SNSや議会だよりで応募している旨を広く周知していく。</li> <li>・開催回数や開催形式等に課題が見受けられるため、より市民ニーズに応えられるよう、規定の変更も含めた取り組みが必要。</li> <li>・地区毎の開催などもう少し細かく議会報告会を開催する。</li> </ul>	A	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生・団体等との意見交換会や、議会報告会を開催するなど取り組みはできている。</li> <li>・内容については、課題を見直していくなど、より充実を図っていく。</li> </ul>
	第2項		市民との意見交換の場に関することは、別に定める。	10	4	1	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見交換の内容について現在はすべてのところで同じ内容となっている。</li> <li>・各種規定を定めている。</li> <li>・基本条例で規定を作成している。</li> <li>・状況により柔軟に行なえた。</li> <li>・議会改革推進特別委員会に「住民参画部会」が設けられている。</li> </ul>	13	3			<ul style="list-style-type: none"> <li>・広聴委員会の設置を検討。</li> <li>・常に問題意識を持ち改善に心がける。</li> </ul>	A	1	概ねその目標を達成している 条文に従いこれまでどおり取り組む
	第3項		議会は、市民の多様な意見を議案等の審議及び審査に反映させるよう努めるものとする。	1	11	5	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な意見を集約する機会がなかった。審議や審査に反映できたものはないように思う。</li> <li>・議員個人の見解での審議が多い。</li> <li>・市民の多様な意見を反映させることについて、現状では個々の議員の裁量に委ねられており議会としての方法が定まっていない。</li> <li>・市民の多様な意見を議会報告会を開催し聞き取っている。出された意見を議会全体としてあまり討議が出来ていない。</li> <li>・市民の多様な意見の反映に努めている。</li> <li>・意見交換会等内容を書面で担当部局に伝えている。</li> </ul>	6	10			<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見を集約する場の構築。</li> <li>・自由討議等の積極的な導入、活用。</li> <li>・市民の多様な意見を議会として議案審査等に反映させる方法について研究していくことも必要か。</li> </ul>	C	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状は議員の裁量に委ねられている</li> <li>・意見を集約し、市政に反映させる方法を検討する。</li> </ul>
(市民への情報公開) 第7条			議会は、議会活動全般において自らの透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を果たすために、議会活動に関する情報、関連資料等を積極的に公開するものとする。	11	7	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>・常任委員会、特別委員会、会派活動についての報告は出来ている。活動費の公開についてはすべて行っているとは言えない。</li> <li>・ICT部会、住民参画部会において市民への発信、透明性を高めているがまだ課題も多い。</li> <li>・HPにおいて議案等を公開し、傍聴者には議案に関する資料を貸し出している。</li> <li>・議会報での情報発信やSNSで常任委員会、予算・決算特別委員会をビデオ録画し編集し映像配信している。</li> <li>・市議会ホームページでの議員プロフィールや公約の公開、本会議の映像配信を行っている。</li> <li>・議会活動の情報や関連資料を積極的に公開について議員全体の意見の聴取。</li> <li>・現在の議会のひろばや議会報告会のみで説明責任を果たしたとはいえない。</li> </ul>	12	4			<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の質疑内容等の公開などについて検討</li> <li>・議員が資料請求したものの公開など検討</li> <li>・特別委員会の資料等の公開検討</li> <li>・今後は議会活動に関する情報、関連資料等をWEB公開する等の方法も必要。</li> <li>・広く多くの市民の方々に活動を知っていただくよう、さらに努力し発信する。</li> </ul>	A	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会等の様子をSNSで発信しており、取り組みはできている。</li> <li>・投稿した動画の視聴回数が少なく、内容についての改善が必要。</li> <li>・ぎかいの広場は現行のまま進めていくのが良い。</li> </ul>
(請願及び陳情) 第8条			議会は、請願及び陳情を市民による政策の提案と位置付けるとともにその審議においては公聴会等を利用して、当該請願及び陳情の提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。	17	2			<ul style="list-style-type: none"> <li>・請願者の同席、発言等を認め、実際に運用しているため。</li> <li>・請願者に委員会に出席してもらい説明等している。</li> </ul>	16				<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策の提案を位置づけ、公聴会等を活用し、さらに意見を聴く機会を設ける。</li> <li>・代表者一名と紹介議員代表者のみの説明者とする。</li> </ul>	A	1	概ねその目標を達成している 条文に従いこれまでどおり取り組む

条	項	号	条文	各議員の評価集計				取組状況や実績、その評価とした理由など 【主な意見】	各議員の評価後の取組集計				今後の取組や改善点など 【主な意見】	評価	評価後の 取組	委員会の意見
				A	B	C	D		1	2	3	4				
(市長等との関係) 第9条			議会は、二元代表制の一翼として、市長等と議会が有する権限及び役割の違いを認識し、常に一定の緊張関係を保ちながら議事機関としての役割を果たしていくものとする。	3	3	1	12	・二元代表制の一役を担いその役割を果たすべき努めている。 ・馴れ合い議会にならない様に緊張関係をいつも持って望む。 ・一定の緊張関係が存在しているとは思えない。(現に否決された議案がない)	9				・緊張関係を保ち市政の意思決定する機関としての役割を果たす努力をさらに進める。	D	1	評価対象外 条文に従いこれまでどおり取り組む
(論点の 明確化) 第10条	第1項		本会議における一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。	15	3		1	・方式に則り行っている。しかし市政以外の質問もみられる。 ・一問一答方式を推進し、論点及び争点を明確にしている。	16	1			・常に論点の明確化に努める。	A	1	概ねその目標を達成している 条文に従いこれまでどおり取り組む
	第2項		本会議又は委員会に出席した市長等は、議員又は委員からの質疑又は質問に対し、その論点を明らかにするため、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。	1	1	10	7	・実際の運用がみられないため。 ・市長等からの反問については、本条例策定以降、一度も行われていない。	8	8			・反問権があることは理解しているはずなので、必要であれば適宜行えるよう、改めて周知すべきか。	C	2	・執行部と共に、反問権について、理解を深める。
(政策等の説明) 第11条			議会は、市長等が提案する重要な政策等について、当該政策等の形成の過程の透明性を図り、かつ、議案の審議を通じて当該政策等の水準の向上を高めることに資するため、次に掲げる事項に関する必要な説明を求めることができる。	3	6		10	・条文に評価する内容は以下の項目に続くので対象外。	10	3			・本会議、委員会での資料請求、全協での説明資料など、これらの項目を様式化したものがあると良い。 ・重要政策については丁寧に説明会を開催し、議員からの意見反映場をつくる。	D	1	評価対象外 条文に従いこれまでどおり取り組む
	第1号		政策等を必要とする背景及び根拠	8	3		7	・全協等での説明において資料を示していただいているため。 ・執行部からの説明はすでに行われている。 ・常に背景等を知ること意識している。	13	3			・重要政策については丁寧な説明を求む。	A	1	・おおむね、目標達成している。 ・本会議、委員会での資料請求、全協での説明資料など、これらの項目を様式化したものがあると良い。
	第2号		政策等の提案に至るまでの経緯	8	2	1	8	・全協等での説明において資料を示していただいているため。 ・執行部からの説明はすでに行われている。	13	1			・重要政策については丁寧な説明を求む。	A	1	・おおむね、目標達成している。 ・本会議、委員会での資料請求、全協での説明資料など、これらの項目を様式化したものがあると良い。
	第3号		他の自治体における類似する政策等との比較検討の内容	4	6	1	8	・議長会を通しての類似はあるが自治体の異なる取り組みは少ない。 ・例えば市民農園、他市ではできているのが当市ではまだ出ていない。	9	4			・類似政策との比較検討していく。 ・達成に向けて取組を検討する。	B	2	・本会議、委員会での資料請求、全協での説明資料など、これらの項目を様式化したものがあると良い。 ・他市の事例の説明を議員が求めるよう努める。
	第4号		政策等の策定過程における市民の参画の有無とその内容	3	5	3	8	・重点的な政策についてはもっと説明会を開く。 ・アンケート、ワークショップ、意見交換会など市民の参画に取り組んでいる。 ・市民とのワークショップなどで市民参加の機会が多い。	4	5			・必要に応じて説明を求めていく。 ・策定過程での説明会はされていない。ある程度決定してからパブリックコメントで意見聴取するのでもっと早い時点で意見を聴く場の設定。	B	2	・本会議、委員会での資料請求、全協での説明資料など、これらの項目を様式化したものがあると良い。 ・説明要求や資料請求を心がける。
	第5号		安中市総合計画条例（平成29年安中市条例第22号）第2条第1号に規定する総合計画（第14条第1号において「総合計画」という。）における根拠又は位置付け	7	2	1	9	・全協等での説明において資料を示していただいているため。 ・総合計画に基づいており、概ね順調に対応している。	11	2				D	1	評価対象外 条文に従いこれまでどおり取り組む
	第6号		財源措置	8	2		8	・全協等での説明において資料を示していただいているため。	12					D	1	評価対象外 条文に従いこれまでどおり取り組む
	第7号		将来にわたる効果及び費用	4	6	1	8	・議案や予算審議等、明らかにする場合もある。 ・丁寧な説明の機会が少ない。 ・財源不足にならない様に将来性を考えて取り組む。	9	4			・将来の効果や費用を検証し説明する機会を作る。 ・更なる達成に向けて取組を検討する。 ・もう少し現実に則した未来設計ができればいい。	D	1	評価対象外 条文に従いこれまでどおり取り組む

条	項	号	条文	各議員の評価集計				取組状況や実績、その評価とした理由など 【主な意見】	各議員の評価後の取組集計				今後の取組や改善点など 【主な意見】	評価	評価後の取組	委員会の意見
				A	B	C	D		1	2	3	4				
			(予算及び決算における政策説明) 第12条	10	5	2	2	・一部会派が資料請求をしているが、項目などが11条に準じているわけではない。 ・重要な問題に対しては、全協などを通じて執行部、担当部署より説明がある。 ・市長に対して行ったことはないが、内容を理解するため質疑し説明を求めている。 ・執行部からの説明はすでに行われている。 ・予算及び決算は特別委員会で対応しているので分かりやすい。	12	5			・予算・決算審査において金額の算定根拠などわかりやすい資料を提出してもらいたい。 ・今後も継続していけるよう求めていく。	A	1	概ねその目標を達成している 条文に従いこれまでどおり取り組む
			(議会への説明) 第13条	14	2	1	2	・適切に行われている。 ・議会側での資料請求で対応している。	15				・今後も継続していけるよう求めていく。	A	1	概ねその目標を達成している 条文に従いこれまでどおり取り組む
			(議決事件の追加) 第14条	1	1	1	15	・条文に評価する内容は以下の項目に続くので対象外。	9					D	1	評価対象外 条文に従いこれまでどおり取り組む
		第1号	総合計画（安中市総合計画条例第2条第2号に規定する基本構想に限る。）を策定し、変更し、又は廃止すること。	11	3	2	3	・総合計画などの取り組み、進捗状況については報告を受けている。 時代にあった総合計画にするため変更や廃止は常に必要である。	11	1	2		・「基本構想に限る」のところを「基本構想、同第3号に規定する基本計画に限る」などとする。 ・総合計画策定審議会等で議論中から議会側からの考え方や意見が反映できるよう全協報告をこまめに聴き、意見を聴く場を設けてはどうか。	A	1	概ねその目標を達成している 条文に従いこれまでどおり取り組む
		第2号	市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針（市長等による行政内部の管理に係る計画又は指針を除く。）のうち、特に重要なものを策定し、変更し、又は廃止すること。	10	4	1	4	・すでに行われているものもあるが、具体的に示していないのでわかりづらい面もある。	13	2			・条文にある特に重要なものについて、今後は具体的に示すべきかどうかの検討が必要。	A	1	概ねその目標を達成している 条文に従いこれまでどおり取り組む
(議会運営) 第15条	第1項		議会は、公正性及び透明性を確保し、多様な観点から市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案、提言等に係る機能を十分に発揮することができるように、円滑かつ効果的な運営に努め、合議制の議事機関である議会としての役割を果たすものとする。	5	2		12	・文言や内容に問題はないため対象外。 ・円滑かつ効果的な運営に努め役割をはたしている。	11				・公平性と透明性を常に確保する事を念頭に置き運営にあたる。	D	1	評価対象外 条文に従いこれまでどおり取り組む
	第2項		議会の運営に当たっては、市民の議会に対する傍聴の意欲が高まるよう、分かりやすい視点及び方法で行うものとする。	3	11	4	1	・議案の公開などは取り組んでいるが足りないと感じる。 ・令和5年3月に安中市議会傍聴規則から「児童及び乳幼児は議場に入ることができない」との文言を削除し、傍聴の門戸を開いている。また、傍聴者には議案参考資料等の貸し出しを行っている。 ・市議会HPで議案書の公開を始めた。また、傍聴者に必要があれば議案書の貸し出しを始めたことは良かった。 ・自由な傍聴が認められているが席が狭く暗い。目に見える電子採決機能やモニター等を活用した議案の説明等は進んでいない。車椅子は傍聴席に入れない。 ・議会でのネット配信や議会日程や一般質問事項についても広報に努めている。	7	9			・議案のわかりやすい資料（スライドとか）の公開。 ・一般質問時のパネル作成・利用など。 ・今後は、WEB中継やYouTube等のさらなる有効活用をしていく。 ・新庁舎で解決する部分はあるが、市民の方が傍聴しやすく分かりやすい方法を検討する。 ・障がい者の方への配慮。	C	2	・議案の公開には取り組んでいるが、説明資料等をつけて議案を分かり易くする。 ・議会傍聴の周知をSNSや議会ホームページ、広報誌等のあらゆる媒体で行う。 ・子どもを連れてきた方も安心して傍聴できるようキッズスペースを設ける。 ・バリアフリーで車椅子でも傍聴可能な議場、議場に手話通訳者を配置して議会を開催する。新庁舎で解決する部分はあるが、より傍聴の意欲が高まるよう配慮する。 ・傍聴席にモニターを設け、議案の説明資料や一般質問であれば、質問者や回答者の氏名を映す等、工夫した対応。
	第3項		議会内での申合せ事項は、不断に見直しを行うものとする。	16	2		1	・必要に応じて申し合わせ事項の見直しを行っている。	14	2			・例規との整合性を必ず議員も含めて確認ができるような心づもりが大事だと考える。 ・常に問題意識を持ち、話し合いの場を作り見直していく。	A	1	概ねその目標を達成している 条文に従いこれまでどおり取り組む

条	項	号	条文	各議員の評価集計				取組状況や実績、その評価とした理由など 【主な意見】	各議員の評価後の取組集計				今後の取組や改善点など 【主な意見】	評価	評価後の取組	委員会の意見
				A	B	C	D		1	2	3	4				
(討議による合意形成) 第16条	第1項		議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員間において自由に討議を行うことができるよう努めなければならない。	3	5	10	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後やっていく予定のため。</li> <li>・正式な議員間討議はまだ行っていない。</li> <li>・議員間における自由討議はこれまで行われなかった。</li> <li>・視察先の自治体議会と比較して実施されているとは言えない。</li> </ul>	6	10			<ul style="list-style-type: none"> <li>・規定は出来ているので、折をみて、十分な審議を尽くすために議員間討議を行っていく。</li> <li>・安中市の大きな事業や議案等において議員間討議を進める。全協を開催しての討議や各種常任委員会での討議。</li> <li>・自由な討議が行える環境づくりが必要。</li> </ul>	C	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規定はできているので、まずは委員会等で議員間において自由討議を実施してみる。</li> <li>・議員間討議のガイドラインを策定し、やり方の研修会を開催する。</li> <li>・行政課題に対し議員間で討議を実施する。</li> <li>・自由な討議が行える環境・体制づくりが必要である。</li> </ul>
	第2項		議会は、本会議及び委員会において、議案並びに請願及び陳情に関して審議し、結論を出す場合は、議員相互の討議を尽くして合意の形成に努めるものとする。	8	9	2		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案並びに請願審査は行われている。議員間討議は行う予定で準備。</li> <li>・議員相互の討議を尽くした合意形成との努力義務は、十分に果たしているとはいえない。</li> <li>・請願や陳情は常任委員会で提出者が説明する場を作るなど進んできた。しかし、議員間での討議は進んでいない。</li> <li>・付託された委員会で討議を行っている。</li> <li>・付託された委員会を重視し議員相互の討論により議決。</li> <li>・委員会限定でできている。</li> </ul>	9	8			<ul style="list-style-type: none"> <li>・請願については、議論をつくす流れができてきつつあるが、議案の審査等での議員間の討議がなされていない。</li> <li>・議案審査における議員相互の討議について、方法論も含めて検討すべき。</li> <li>・全協や常任委員会等で議員間による自由討議を進めていく。まずはやってみることが大事。</li> </ul>	B	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安中市議会では議員間討議は進めて来なかったため、全員協議会の場で試しに現在の事業について議員間討議を実施してみる。</li> <li>・議長・委員長等は、議員間での討議を中心とした会議を運営し、結果を市政に反映させられるよう意見集約に努める。</li> </ul>
(一般質問) 第17条	第1項		議員は、本会議において一般質問を行う権利を有する。	6	2		11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文言や内容に問題はないため対象外。</li> <li>・議員の意思に基づいて申し出、全員の質問を認めている。</li> </ul>	11	2			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTを導入し、モニター等を使い、グラフでのデータや写真などを活用し、目から見てわかりやすく改善する。タブレット端末の導入で変化していく。</li> </ul>	D	1	評価対象外 条文に従いこれまでどおり取り組む
	第2項		一般質問は、行財政全般にわたって市長等に対して疑義をただし、政治姿勢、政策等に対する責任を明確にさせることを目的とする。	8	2		9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行財政全般にわたって疑義ただし、政治姿勢、政策等に対する責任を明確にさせている。</li> <li>・行政全般について市長に疑義すべきを市以外の質問もあり検討を要する。</li> </ul>	14				<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の多様な声に耳を傾け、行政の課題に向き合い改善されるよう一般質問に取り組む。</li> </ul>	A	1	概ねその目標を達成している 条文に従いこれまでどおり取り組む
	第3項		一般質問における論点及び回答は、これを公開する。	17	2			<ul style="list-style-type: none"> <li>・録画配信や議会のひろばにおいても公表している。</li> <li>・議会報やWEBにて公開している。</li> </ul>	15	2			<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問のショート動画を作成しSNSで公開する。</li> <li>・観てもらえるように工夫し取り組む。</li> </ul>	A	1	概ねその目標を達成している 条文に従いこれまでどおり取り組む
(賛否の公開) 第18条			本会議における議案等に対する賛否は、これを公開する。	17	1		1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会報やWEBにて公開している。</li> </ul>	15				<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉会日に市のラインやインスタなどで公表するのよいかと考える。</li> </ul>	A	1	概ねその目標を達成している 条文に従いこれまでどおり取り組む
(委員会運営) 第19条	第1項		議会は、議案その他多様な政策等を効率的かつ詳細に審査するとともに、新たに生ずる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、事案の専門性、特性等を考慮し、委員会を適切に活用するものとする。	9	2		8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文言や内容に問題はないため対象外。</li> <li>・常任委員会を3つ設置し、適時、特別委員会を創設している。</li> </ul>	14					A	1	概ねその目標を達成している 条文に従いこれまでどおり取り組む
	第2項		委員会は、当該委員会の所管に関わる市政の課題について、市長等が提案する議案等の審査及び当該委員会の所管事項の調査を積極的に行うものとする。	10	8		1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管事項の調査があまりできていない。</li> <li>・閉会中に必要により委員会を開催している。</li> <li>・委員会での議案調査は積極的に行っている。</li> <li>・所管事項の調査を積極的に行っている。</li> <li>・現地調査や閉会中の継続審査の実施、課題に基づいた行政視察を行っている。</li> </ul>	9	6			<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉会中でも所管事務について担当課から説明を求めるなどがあってもいいと考える。</li> <li>・閉会中の先進地への行政視察や担当課を講師にした今後の課題や現状把握等の学習会の開催を検討してみる。</li> <li>・所管事項の専門的に調査、研究する機会を増やし、適切に取り組む。</li> </ul>	A	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も市長提案の議案等の現地調査を実施し理解を深め議論する。</li> <li>・閉会中でも委員会を開催し市長が提案する事業等や所管事項の調査を積極的に実施する。</li> <li>・委員会として市長が提案する事業や所管事項の他市町村の先進地行政視察を実施し、執行部に良かった点や安中市に取り入れて欲しいものの報告を実施する。</li> <li>・閉会中に委員会を開催し、委員会に所管の行政課題等を担当課に来てもらい研修会や学習会を実施する。</li> </ul>

条	項	号	条文	各議員の評価集計				取組状況や実績、その評価とした理由など 【主な意見】	各議員の評価後の取組集計				今後の取組や改善点など 【主な意見】	評価	評価後の取組	委員会の意見
				A	B	C	D		1	2	3	4				
	第3項		委員会の委員は、当該委員間における討議を通じて、その所管する市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案、提言等を積極的に行うものとする。	6	6	6	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会提案の議案も出したことがない。</li> <li>・委員会での議員間討議をはじめとした監視及び評価、政策立案も未だしっかりと行っていない。</li> <li>・議案の審議は適切に行われているが、閉会中の審議はあまり活発に行われていない。</li> <li>・討議を尽くしている。</li> <li>・当該委員間において、所管の事務の執行に対し、監視及び評価並びに政策の立案、提言等を行っている。</li> <li>・政策の立案や提言等はできていない。</li> <li>・当該委員は所管する事務の執行や監視、政策の立案までなかなか介入できない。</li> </ul>	7	10			<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会付託された議案等を精査し、条文にあるような委員会機能を積極的に進めるよう検討していく。</li> <li>・複雑化、専門化する行政課題に対応するため、閉会中に委員会を今まで以上に開催し、学習会や講演会、議員間自由討議も行ってみたい。</li> <li>・専門性を高めあい、さらに、監視及び評価並びに政策の立案、提言等を行う。</li> </ul>	B	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規定はできているので、まずは委員会等で議員間において自由討議を実施してみる。</li> <li>・議員間討議のガイドラインを策定し、やり方の研修会を開催する。</li> <li>・安中市議会では議員間討議は進めて来なかったため、全員協議会の場で試しに現在の安中で進めている事業について議員間討議を実施してみる。</li> </ul>
(研修の充実) 第20条	第1項		議会は、議員の政策の形成及び立案に係る能力の向上を図るため、議員の研修の充実を努めるものとする。	2	14	2	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の研修を通じ報告書を作成。ただ個人の受け止め方に差がある。</li> <li>・議員研修は1回のみ行い、その後は行っていない。</li> <li>・独自の研修会の開催は行われていない。</li> <li>・議員の研修は少ないと思う。</li> <li>・県市議会議長会が実施する研修会に参加している。</li> <li>・議員の政策の形成及び立案に係る市独自の研修は行っていない。</li> </ul>	4	12			<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度、1回は安中市議会として研修を実施すべきと考える。</li> <li>・他の議会改革案件で多忙は致し方ないが、2年に1度は研修できたらと。</li> <li>・研修の充実を図り、増やし、能力の向上に努め役割を果たせるように努める。</li> </ul>	B	2	研修方法や内容について再度議論していく。
	第2項		前項の議員の研修の充実にあたっては、多様な分野から専門的な知識を取り入れることができるよう配慮し、当該研修の実施に努めるものとする。	2	7	2	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文言や内容に問題はないため対象外。</li> <li>・独自の研修会の開催は行われていない。</li> <li>・政策の形成及び立案に係る能力の向上を図るための研修の実施は少ない。</li> <li>・個人研修は全国的な申し込み依頼はあるが個人では受けにくい。</li> </ul>	7	6			<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な分野から専門的な知識を取り入れられるように研修の機会を拡充する。</li> </ul>	B	2	専門分野の講師を招き講習を受けとともに、受講機会を拡充する。
(調査活動等) 第21条			議会及び議員は、政策の立案に資するため、必要な調査、研修及び視察を行い、その結果又は成果を市民に公表し、及び報告するものとする。	13	5	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題に対しての調査、研修、視察を行うも政策立案には至っていない。</li> <li>・各委員会や会派等の視察研修は、適正な方法で公表、報告している。</li> <li>・委員会や会派などで研修及び視察を実施し公表している。</li> <li>・各会派で調査、研修及び行政視察を行い、結果、成果を会報にて市民に報告している。</li> <li>・政務活動費を研修等にせず、返却しているケースが見受けられる。</li> <li>・報告書の内容をさらに充実させてわかりやすいレポートを作成すべき。</li> </ul>	15	2			<ul style="list-style-type: none"> <li>・フェイスブックや市のラインなどで視察の報告書等が公開されたら見てもらえるような投稿があった方がよいと考える。</li> <li>・政策立案に資する研修、視察活動の充実をはかる。</li> </ul>	A	1	公表や報告の内容について、市民に分かりやすくする工夫を続けていく。
(広報及び公聴の充実) 第22条	第1項		議会は、市民への情報の提供及び市民との情報の共有を推進するとともに、市民が参画する機会の拡充を図るため、議会の広報及び公聴に係る活動の充実強化に努めるものとする。	9	7	1	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公聴の視点が少し弱い感じがする。</li> <li>・広報公聴についても充実強化に努めている。</li> <li>・議会の広報及び公聴に係る活動の充実強化に努めている。</li> <li>・「議会だより」の改善に努め、一定の成果をあげている。</li> <li>・議会報告会や意見交換会等を行っている。議会報もリニューアルし見やすい紙面を心がけている。また、SNSの活用も行っている。</li> </ul>	10	7			<ul style="list-style-type: none"> <li>・各意見交換会、議会報告会などで公聴について力を入れていく必要があると感じる。</li> <li>・市民が参画する機会の拡充を図る努力をさらに進める。</li> <li>・報告会等の開催方法や内容の見直しやSNSの活用の工夫もしていく。</li> </ul>	A	2	報告会や意見交換会の内容について分かりやすく伝える工夫を続けていく。
	第2項		議会は、議会広報紙、インターネットその他の多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会及び市政に関心を持つことができよう、広報活動に努めるものとする。	13	5	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会広報誌の充実、インターネットその他の多様な広報手段の活用に努めている。</li> <li>・公式YouTubeの開設、SNSを活用した議会活動の情報発信に努めている。</li> <li>・委員会や議会情報はインターネットや議会広報誌で広報活動に努めている。</li> <li>・各種媒体を活用している点においては評価されるが、やり方を精査するほうが良い。</li> </ul>	15	2			<ul style="list-style-type: none"> <li>・さらに市民に議会及び市政に関心を持つことができるように工夫を重ねていく。</li> <li>・YouTubeの閲覧数を増やす工夫が必要。</li> </ul>	A	2	更なるSNSを活用した発信に努め、内容の改善や工夫により、視聴回数を増やしていく。

条	項	号	条文	各議員の評価集計				取組状況や実績、その評価とした理由など 【主な意見】	各議員の評価後の取組集計				今後の取組や改善点など 【主な意見】	評価	評価後の取組	委員会の意見
				A	B	C	D		1	2	3	4				
	第3項		議会は、多様な市民の意見及び提案を把握するため、広聴活動に努めるものとする。	6	12	1		・公聴の視点が少し弱い感じがする。 ・今のところ可能な範囲で広聴に努めている。 ・議会として議会報告会の開催や、議会と所管の他団体との意見交換会、高校生との意見交換会をスタートした。 ・以前よりは広聴活動に努め、市民の多様な意見及び提案の把握に努めてきた。 ・議会報告会で市民の意見や提案を把握し広聴活動に努めている。	9	8			・各意見交換会、議会報告会などで公聴について力を入れていく必要があると感じる。 ・広報公聴委員会の立ち上げにより充実を図る。 ・議会報告会を地区ごとに細分化し、各種常任委員会毎の他団体との意見交換会の開催等を充実させる。 ・グループに分かれ、少人数で意見が出しやすい方法を工夫する。 ・高校生がより話しやすい空気をつくる努力が必要。	B	2	多様な市民からの意見等を把握するため、意見交換会や議会報告会を引き続き開催すると共に、その充実を図るための広聴広報委員会の早期立ち上げの検討を進める。
(議会議務局の体制整備) 第23条			議会は、議会の政策及び立案に係る能力を向上させるとともに、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会議務局の調査、政策法務(条例等を政策の実現のための手段として捉え、当該政策の実現のための効果的な条例等の立案及び執行を行う実務をいう。)等の機能の強化に努めるものとする。	1	8	6	3	・人員の増等、SNS担当や法制担当などがいると良いと考える。 ・条文のとおり、事務局としての調査機能や体制強化は図られているが、さらに職員の機能が発揮できるような環境整備が必要。 ・特別委員会の設置など事務局職員の負担が多くなっている。人員増加が必要。 ・事務局の人員を増員しなければこの項目は実施が難しい。	4	10			・事務局から議会局に格上げしているところもあるので、そういった検討が望まれる。 ・今後は、さらなる政策法務についての機能強化等も求められる。職員増員も含めた体制整備を求めたい。 ・現状でも議会議務局は議会がスムーズに運営できるよう最大限能力を発揮しているが、更に議会や議員が成長するよう体制の検証を速やかに実施する。	C	2	・事務局の調査機能等の強化を図るため、人員の増員を検討すると共に、幅広い業務への対応を目的とした環境整備を行う。 ・議会議務局職員のスキルアップを図る。
(災害発生時の体制の整備) 第24条			議会は、大規模災害等の発生時において、市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民の生活を守るための効果的かつ機動的な活動が図られるよう、市長等と連携し、議会としての体制の整備に努めるものとする。	5	8		5	・連絡網や対応要領のみなのでBCP作成が急務かと思う。 ・積極的に防災士資格の取得。災害時の連絡網の整備。 ・市議会災害発生時対応要領を作成している。 ・大規模災害等に対応するため市長等と連携する議会の連絡体制は整えてあるが、どの程度機能するか未知数である。 ・緊急連絡名簿が作成されている。	9	7			・BCPの作成、訓練の実施 ・大規模災害発生時を想定し、市長・執行部と連携し、議会と執行部での机上訓練等を開催する。 ・体制の整備のため研修や意見交換を進める。	A	2	災害時への対応を模索するため、執行部と協力し、研修や模擬訓練等を実施する。
(災害発生時の議会の役割) 第25条	第1項		議会は、大規模災害等が発生した場合に市民の生活基盤の回復、整備等に必要予算を迅速に執行することができるよう議会運営に努めるとともに、復興に向けて積極的に議会の役割を果たすよう努めるものとする。	4	2	6	7	・条文の内容を実現する準備も未達成。 ・要領に定められている。 ・大規模災害が発生した時に、議会運営が正常にできる準備が不足している。 ・大規模災害時の迅速な対応は議会としても重要な役割である。 ・災害時連絡網を作成しているのみ。	6	9			・条文の趣旨を実現するため、議会BCP等の策定が求められる。 ・自宅から会議に参加できるようズーム等での会議が開催できるよう正常時に準備をしておく。また、防災士の資格を取得し定期的な研修会を開催する。 ・議員の対応や行動基準を定めておくことが重要だと思います。	C	2	・議会としての役割を果たすため、議員としての取り組み事項や行動指針を整理すると共に、BCPの早期作成を図る。 ・想定訓練を実施する。 ・オンラインによる委員会の開催の検討を行う。
	第2項		議会は、大規模災害等が発生した場合は、被害の状況を調査し、市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対し政策の立案、提言等を行い、又は国及び県に対し要望等を行うものとする。	4	3	3	9	・市民の意見・要望等の把握は個人で出来ている。議会としての立案、提言等を行い、国、県への要望は実施されていない。 ・大規模災害時は被害状況の調査や市民要望を的確に把握し最善策を講じる。 ・2019年の時は、仕組みができてなかった。活動については戸惑いが生じた。 ・市長が率先してしている。議会も補佐している。	9	4	1		・災害発生後、速やかに集まれる議員で会議を開き状況を調査し必要な対応策を検討する。 ・被害の状況を調査するのは難しいと考えます。 ・模擬訓練を行っていくべき。	B	2	災害発生時対応要領は作成できているものの、突発的にやってくる大規模災害等に議会が速やかに行動に移すことができるかどうか疑問が残る。今後は災害発生時対応要領からさらに一歩踏み込んだ「議会BCP」の策定を目指し、模擬訓練の実施も想定されるべきである。

条	項	号	条文	各議員の評価集計				取組状況や実績、その評価とした理由など 【主な意見】	各議員の評価後の取組集計				今後の取組や改善点など 【主な意見】	評価	評価後の 取組	委員会の意見
				A	B	C	D		1	2	3	4				
災害発生時の議員の役割 第26条	第1項		議員は、大規模災害等が発生した場合は、議長又は議会事務局に対して自らの安否及び所在を明らかにするものとする。	7	1	1	9	・連絡網や議員間のグループラインを作って、活用可能。 ・災害発生時対応要領に記載している。 ・大規模災害の時はそのようにする心構えがある。	12	1		1	・訓練の実施 ・いざというときに活用できるか、議員間の準備が求められる。	A	1	災害発生時対応要領に基づき災害連絡網が整備されている。さらに通信混雑時にも連絡が取りやすい議会事務局も含めた議員間でのアプリも整備されているため、緊急時の連絡は取りやすい。
	第2項		議員は、大規模災害等が発生した場合は、区長等と協力し、被災者の安全の確保、避難所への誘導、避難所に対する支援等の地域の一人として共助の取組が円滑に行われるよう努めるものとする。	6	1	3	8	・条文の内容を実現する準備も未達成。 ・区長との連携、地域の一人としての共助の取組が円滑に行われている。 ・災害時は区長等と協力し被災者の安全や避難所の誘導に努める。 ・その通りと思いますが、これまでのところ、そのような被災者の安全確保や誘導など行っていません。	12	1		・条文の趣旨を実現するため、議会BCP等の策定が求められる。 ・議長と連携、議員としての支援かつどうがスムーズに行えるよう努める。	B	2	地域の被災者への各種支援については地域の区長等との連携・協力が必須である。現在実施している区長との意見交換会を定期的に継続実施し、協力体制が構築できるようにする。	
	第3項		議員は、大規模災害等が発生した場合は、地域における被災状況、被災者の要望等の情報の収集に努め、必要に応じて議長に報告するものとする。	6	1	2	10	・文言や内容に問題はないため対象外。 ・地域の被災状況、要望など情報収集に努め議長に報告。 ・議長への報告はもちろん議員全体で情報共有が必要である。 ・これまでのところ、そのような活動は行なっていません。	13	1		・議員の役割の明確化。 ・連携の在り方も工夫が必要。状況により変化する対応に努める。	A	2	被災状況の議長への報告においては、被災状況の情報の正確性及び迅速性が求められる。そのためには位置情報、画像を速やかに共有可能なアプリを活用したい。また、情報共有方法について全議員への周知も必要と思われる。	
(最高規範性) 第27条	第1項		議会及び議員は、この条例を議会における最高規範として位置付け、この条例の趣旨を十分に尊重した上で議会の運営しなければならない。	3	2	3	11	・文言や内容に問題はないため対象外。 ・議員として当然の責務と考えている。	10	1		・今回の検証をきっかけに最高規範の意識を高める。	D	1	評価対象外 条文に従いこれまでどおり取り組む	
	第2項		議会は、議会に関する他の条例、規則等の制定、改正及び廃止並びに解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合性が確保されるよう努めなければならない。	3	2	2	12		10	1			D	1	評価対象外 条文に従いこれまでどおり取り組む	
(継続的な見直し) 第28条			議会は、この条例の施行後、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して継続的に議会運営に係る評価及び改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定を見直すものとする。	1	5	2	10	・条例策定から6年が経過し、ようやく検証が行われることとなった。 ・これまで評価は行ってこなかった。 ・市民の意見、社会情勢の変化も踏まえ適切に対応する。 ・今回がファーストステップの位置づけ。	6	3		2	・定期的な検証についての記載があってもよいかもしれない。 ・条例の検証は議員全員で責任を持って取り組んでいきたい。	D	1	評価対象外 条文に従いこれまでどおり取り組む
(委任) 第29条			この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。		2	1	14		9				D	1	評価対象外 条文に従いこれまでどおり取り組む	